

なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-12・5F

Tel 03-6231-7050 Fax 03-6231-7051

September, 2010

なごみ便り

www.101dog.co.jp

エコカー補助金終了間際です



エコカー補助金制度の対象期間は2010年9月末までですが、実は予算が無くなり次第終了すると明記されていて、8月に入って申請が増えたことにより、9月末の期限を待たずに打ち切りになる可能性がでてきました。

申請は、新車登録を終わっていないとできません。購入から新車登録手続きまでおよそ8日間かかるとされていますので、これから車の購入を考えている方は注意が必要です。

エコカー補助金とは



	車齢 13 年超の廃車による買換え	左記以外の新車購入
	平成 22 年 燃費基準達成車	排出ガス性能 かつ 平成 22 年燃費基準 15%以上達成車
普通車	25 万円	10 万円
軽自動車	12.5 万円	5 万円

【税法上の処理】

個人

交付された補助金は一時所得として扱われるのですが、エコカー補助金は「環境対応車普及促進対策補助金」として交付されますので「国庫補助金等の総収入金額不算入の規定」の適用を受け、所得税法上の計算上、総収入金額に算入されないこととなります。

ただし、総収入金額に算入されないようにするためには、確定申告書に「国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書」を添付して提出をしなければいけません。

仮に確定申告書に上記の明細書を添付せず、かつ50万円以上の補助金であれば所得税が課税されることとなります。

しかし、エコカー補助金のみであれば50万円の特別控除があるため、課税されません。

一時所得の金額

=

一時所得に係る
総所得金額

-

その収入を得るために
支出した金額

-

特別控除額
(最高50万円)

法人

補助金を収益の額に計上し、「国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入」の規定を受けることが可能で、この規定の適用により購入した環境対応車の取得価額を圧縮記帳することができます。

購入した環境対応車の取得価額を交付された補助金分だけ減額し、その減額した金額はその事業年度の損金に算入できます。

上記の規定を受けない場合は、圧縮記帳した場合と違い取得価額から補助金分の減額をしないので、減価償却の金額が大きくなりますが、損金算入が遅くなります。

規定を受ける方法も受けない方法もトータルの税額は変わりません。

エコカー減税は継続

エコカー減税とは、エコカー補助金制度とは別に一定の期間、環境対応車(ハイブリット車や電気自動車、燃費の良い小型車など)の購入や買い替えの際に税金を軽減してくれる制度です。

■適用期間■

自動車取得税・自動車税：平成24年3月31日まで
 自動車重量税：平成24年4月30日まで

エコカー減税とは

対象となる車		自動車重量税 H21 4/1 ~ H24 4/30	自動車取得税		自動車税 H20 5/1 ~ H24 3/31
			新車 H21 4/1 ~ H24 3/31	新車以外 H20 5/1 ~ H24 3/31	
ハイブリッド車	H17年排ガス 75% + 平成22年度燃費基準+25%	100%減税	100%減税	1.6%減税	50%減税
乗用車	H17年排ガス 75% + 平成22年度燃費基準+25%	75%減	75%減	30万円控除	50%減税
	H17年排ガス 75% + 平成22年度燃費基準+20% (または平成22年度燃費 基準+15%)	50%減	50%減	15万円控除	-

(注)対象車種、条件等、詳しくは国土交通省のホームページをご覧ください。
http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000005.html

(文章担当：吉田・有澤)

～戦略MG(マネジメント)研修のご案内～

参加者全員が社長に扮し、自分の会社の経営を進め、每期終了後に決算を行い財務諸表(B/S、P/L)を作成します。本格的な企業会計原則を取り入れており、楽しみながら管理会計が学べ、経営・計数・コスト感覚、リーダーシップ能力、意思決定能力を高める事ができます。

余談ですが、SバンクのS社長はSバンクを立ち上げる前に博多でこのマネジメントを受講されています。ご興味のある方はぜひ「株式会社 和」までお問い合わせ下さい。